

2016

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLE SPORTS RULES

▼第1章 総則

1. モーターサイクリススポーツの国内的統括	27
2. 国内競技規則の制定および施行	27
3. 国内競技規則の適用	27
4. 国内競技規則の解釈	27
5. 大会特別規則ならびに公式通知	28
6. 公認競技会・承認競技会の格式と種目	28

▼第2章 ライセンス

7. MFJ 会員ライセンスの種類	29
8. 会員ライセンスの取得要件	29
9. ピットクルーに関する規定	35
10. スポーツ指導者ライセンスに関する規定	37
11. 会員ライセンスの有効期間	38
12. 会員ライセンスの効力の失効等	38

▼第3章 競技会

13. 競技参加者	39
14. 競技参加者の適合性	40
15. 競技参加者の遵守事項	40
16. ライダーの装備 (MFJ公認ヘルメット及びレーシングスーツ)	41
17. 出場車両	41
18. 燃料およびオイル	41
19. 競技出場の申し込み	42
20. 出場料	42
21. ライダーおよび車両の変更	42
22. 車両検査	43
23. 競 技	43
24. 優勝者等の決定	43
25. 賞 典	43
26. レース後の車両検査	44
27. 競技結果および記録の公表	44
28. 公式得点 (ポイント)	44
29. 競技会の延期および中止等	44
30. 損害に対する責任	45

31. 抗 議	46
32. 控訴権	46
33. 違反行為に対する罰則	48
34. ライダーの健康に関するガイドライン	49
35. 大会審査委員会の権限	49
36. 本規則の施行	49

▼付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

1. 目 的	50
2. 2016年度昇格ポイント対象期間	50
3. 昇格、降格の種類と手続き	50
4. 自動昇格に必要な得点 (ポイント)	51
5. ロードレースライセンスの昇格	52
6. モトクロスライセンスの昇格	53
7. トライアルライセンスの昇格	54
8. スーパーモトライセンスの昇格	56
9. エンデューロライセンスの昇格	56
10. 自動降格の基準	56
11. 特別昇格およびその手続き	57
12. 特別降格およびその手続き	58
13. 再昇格基準	58
14. 全日本選手権ランキング決定基準	59
15. 本規則の施行	59

▼付則2 MFJアンチドーピング規則

なぜ「アンチドーピング」なのか?	60
第1章 総 則	61
第2章 ドーピング防止規程	61
第3章 本協会が実施するドーピング検査	64
第4章 結果の通告と制裁の手続き	64
第5章 制 裁	65
第6章 付 則	65

▼MFJアンチドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き	66
第2章 制裁決定までの手続き	67
第3章 裁定委員会	67

本国内競技規則は、国際モーターサイクリズム連盟 (Fédération Internationale Motocyclisme : 略称 FIM) の国際スポーツ憲章、FIM 競技規則に基づいて作成され、日本国内のモーターサイクル・スポーツ規則の一部として発行する。本国内競技規則は、総則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。

総則

1 モーターサイクルスポーツの国内的統括

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、内閣府認可の一般財団法人としてわが国のモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序を保持することを目的とする。

また、MFJは国際モーターサイクリズム連盟（Fédération Internationale de Motocyclisme・IOC認可団体・以下「FIM」という）により日本国の代表機関として公認された国内のモーターサイクルスポーツを管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2 国内競技規則の制定および施行

MFJは前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにFIM国際競技規則に準拠して国内競技規則及びその細則を制定し、施行する。

3 国内競技規則の適用

MFJ国内競技規則の適用範囲は下記のとおりとする。

- 3-1 公認競技会
 - 3-1-1 国内格式競技会
国内格式競技会にはMFJ会員ライセンス所持者のみが参加することができ、この競技会にはMFJ国内競技規則が適用される。
 - 3-1-2 国際格式競技会
国際格式競技会は、FIM加盟の各国モーターサイクル協会（以下「FMN」という）が発行するFIMインターナショナルライセンスを所持するライダーが参加することができ、FIMの公認が必要な競技会である。世界選手権・国際選手権はFIM競技規則が適用される。その他はFIM規則とMFJ国内競技規則が適用される。
- 3-2 承認競技会
承認競技会にはエンジョイ資格者、MFJ会員ライセンス（競技役員ライセンスで運転免許証を所有し、スポーツ安全保険加入者含む）、運転免許証を持っていることを条件とするピットクルーライセンス（ピットクルータイプA）が参加することができ、MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則により管理される。
※ロードレース承認競技会はロードレースライセンスが必要。

4 国内競技規則の解釈

個々の競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本規則に基づいて当該大会審査委員

会が行い、これを最終的なものとする。

本規則に規定されていない事項はFIM国際競技規則およびその主旨により判定する。

5 大会特別規則ならびに公式通知

- 5-1 競技会は、本規則および各種目別付則に基づいて行われるほか、競技会の運営、競技の細部および指示は、大会ごとの特別規則、公示または公式通知によって行われる。
- 5-2 大会特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下「主催者」という）が制定または発行する。
- 5-2-1 大会特別規則には次の各項が示される。
- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 競技会の名称・格式 | ⑦ 出場申し込み受け場所 |
| ② 競技会の組織 | ⑧ 出場申し込み期間 |
| ③ 主催者の名称、所在地および連絡先 | ⑨ 出場料 |
| ④ 開催日時・場所 | ⑩ 出走者の定員 |
| ⑤ 競技の種目および内容 | ⑪ 賞およびその詳細 |
| ⑥ 参加資格 | ⑫ その他 |
- 5-3 大会特別規則に規定し得なかった競技会運営の細部にわたる規則および大会特別規則発表後に生じた問題を処理するため、主催者は、参加者に対し公式通知をもって指示することができる。
- ただし、その内容はMFJ 国内競技規則に反するものであってはならない。

6 公認競技会・承認競技会の格式と種目

- 6-1 格式の内訳と優先順序
国際格式競技会は国内格式競技会に優先する。
- 6-1-1 国際格式競技会の優先順序
- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 世界選手権競技会（FIMカップ含む） | 4 全日本選手権 |
| 2 国際選手権競技会（アジア選手権等） | 5 国際競技会（ノンタイトル） |
| 3 日本（MFJ）グランプリ大会 | |
- 6-1-2 国内格式競技会の優先順位
- | | |
|----------------------|------------|
| 1 全日本選手権競技会 | 4 県選手権競技会 |
| 2 特別競技会 | 5 その他公認競技会 |
| 3 地方選手権競技会（MFJカップ含む） | 6 承認競技会 |
- 6-2 公認競技会と承認競技会の種目

種目	公認競技会	承認競技会
ロードレース	○	○
モトクロス	○	○
トライアル	○	○
スノーモビル	○	○
ドラッグレース	○	○
ダートトラック	○	○
エンデューロ	○	○
スーパーモト	○	○
ミニバイクレース	—	○
その他MFJ中央スポーツ委員会が認める競技	○	○